

町田市地域防災計画2020年度修正方針について

1 修正の経緯

町田市では、2019年度に町田市地域防災計画第1章～第3章の主に震災対策に係る内容を修正いたしました。2020年度は、東京都地域防災計画（風水害編・大規模事故編・原子力災害編）の修正結果が公表されることや、2016年度の町田市地域防災計画修正以降の各種法改正等に対応するため、町田市地域防災計画第4章～第10章の風水害対策等に係る内容を修正する必要性が生じております。以上を踏まえ、町田市の防災対策の更なる向上を図るため、町田市地域防災計画を修正いたします。

2 修正のポイント

（1）各種計画修正への対応

◆東京都地域防災計画（風水害編・大規模事故編・原子力災害編）の反映

東京都地域防災計画（風水害編）が、2020年度の夏頃に修正完了予定です。2020年2月に東京都から示された修正案では、2014年度修正以降発生した風水害の教訓として、避難勧告等の発令基準の見直しについて取り入れられております。また、東京都地域防災計画（大規模事故編・原子力災害編）についても、同じく夏頃に修正完了予定となっており、2月に東京都から示された修正案では、主に関係法令等の改正を踏まえた修正となっております。これらの要素を踏まえ、町田市地域防災計画を修正いたします。

◆町田市地域防災計画（2019年度修正）の反映

2019年度は、町田市地域防災計画の第1章～第3章を修正し、特に地震の対策について、女性の防災への参画、訪都外国人の増加等への対応、外部からの応援受け入れ等について、対策を記載しました。これに伴い、風水害対策等の計画についても、地震への対策同様に見直しを図ります。

（2）法改正等への対応

◆警戒レベルを用いた防災情報の発信を導入

「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））が2019年3月に改定されたことを受け、災害時に市から発信される防災情報に警戒レベルを導入しました。町田市においても、既に昨年の出水期から運用をしておりますが、災害時に市から発信される情報を明確化し、市民等の避難行動の支援へとつなげることができるよう、警戒レベルに基づいた情報発信について記載いたします。

(3) 既往災害から明らかになった課題への対応【別紙1】

- ①令和元年東日本台風（台風第19号）等の対応で明らかになった、開設する避難施設の課題等を踏まえ、修正をいたします。
- ②新型コロナウイルス感染症を踏まえ、開設する避難施設や避難施設内の避難スペースの見直しなど、避難施設における感染症対策について、記載いたします。

(4) その他の修正

◆地区防災計画の策定

災害対策基本法に、地区単位の居住者等が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が定められており、自主防災組織等は、策定した地区防災計画を市の地域防災計画へ位置付けるよう提案することができます。

2020年度修正では、1か所の自主防災組織から提案された地区防災計画を、町田市地域防災計画に記載いたします。

3 修正スケジュール（予定）

下記のスケジュールに沿って修正作業を進めてまいります。

なお、5月15日に行われました2020年度第1回町田市防災会議（書面による開催）において、本計画の2020年度修正方針案について承認をいただいております。

年 月	実 施 内 容
2020年5月 (終了)	【町田市防災会議】第1回 町田市地域防災計画・2020年度修正方針（案）の提示⇒承認
6～8月	修正方針を基に素案を作成
9月	【町田市防災会議幹事会】 町田市地域防災計画（パブリックコメント案）の提示⇒承認
10月	素案について、パブリックコメント実施
〃	最終案を作成
11月	【町田市防災会議】第2回 町田市地域防災計画（案）の提示⇒承認
12月	公表

※新型コロナウイルス感染症の状況により、修正スケジュールを変更する場合がございます。

風水害時における避難体制の充実について

2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらし、町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっております。

こうしたことから風水害時における「開設する避難施設の適正配置」、「避難施設における運用の見直し・充実」により避難体制を充実いたします。

1 開設する避難施設の適正配置

令和元年東日本台風における課題や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難施設の開設数の見直しを行いました。

今後、「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」発令時には、44施設（臨時避難施設、避難施設）を開設します。

	臨時避難施設	避難施設	合計
令和元年東日本台風の際の避難施設開設数	9施設	25施設 (追加開設8施設)	34施設
今後の避難施設開設数	11施設	33施設	44施設

※上記施設の他に「予備避難施設（21施設）」を定めます。

予備避難施設は、災害の状況等に応じて順次、開設することとします。

2 避難施設における運用の見直し・充実

- (1) 要配慮者の受け入れ態勢の充実、ペット同行避難への対応、車での避難者の対応
- (2) 他人との距離を2m確保することが出来るような収容スペースの設定
- (3) 円滑に避難施設を開設できるよう、備品（感染症対策物資、養生テープ）・帳票類（避難者名簿）等を収納した風水害時避難施設開設運営キットを整備